

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部改正について

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部を改正する条例

静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例（平成15年静岡市条例第127号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1グラウンド施設の利用料金の限度額の表中「6,170円」を「6,280円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「10,280円」を「10,470円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「3,080円」を「3,140円」に改め、同表備考3中「2,570円」を「2,610円」に、「1,020円」を「1,040円」に改め、別表第1の2アリーナ施設の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 アリーナ施設の利用料金の限度額

区分			金額（1時間につき）	
			午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	3,140円	6,280円
		生徒等	2,090円	4,180円
	その他の場合	15,700円	31,400円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	1,040円	2,080円
		生徒等	730円	1,460円

その他の場合	5,200円	10,400円
--------	--------	---------

別表第1の2アリーナ施設の利用料金の限度額の表備考4中「4,110円」を「4,190円」に改め、別表第1の3トレーニング施設の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 トレーニング施設の利用料金の限度額

区分		金額	
トレーニングルーム	一般	1回券	520円
		定期券（1月券）	4,160円
		回数券（12回券）	5,200円
	生徒等	1回券	260円
		定期券（1月券）	2,080円
		回数券（12回券）	2,600円
	70歳以上の者	1回券	320円
		定期券（1月券）	2,560円
		回数券（12回券）	3,200円
クアプール	一般	1回券	520円
		定期券（1月券）	4,160円
		回数券（12回券）	5,200円
	生徒等	1回券	260円
		定期券（1月券）	2,080円
		回数券（12回券）	2,600円
	70歳以上の者	1回券	320円
		定期券（1月券）	2,560円
		回数券（12回券）	3,200円
トレーニングルーム及びクアプール共通	一般	1回券	830円
		定期券（1月券）	6,640円
	生徒等	1回券	420円
		定期券（1月券）	3,360円
	70歳以上の者	1回券	500円
		定期券（1月券）	4,000円

フィットネスルーム	1時間につき 3,140円
ウェイトリフティング練習場	1時間につき 1,040円
大会議室	1時間につき 3,140円
中会議室	1時間につき 2,090円
小会議室 1	1時間につき 1,040円
小会議室 2	1時間につき 1,040円
小会議室 3	1時間につき 1,040円

別表第1の4附帯設備等の利用料金の限度額の表中「300円」を「310円」に、「820円」を「830円」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第12条関係）

宿泊施設の利用料金の限度額

区分		金額
宿泊室（定員2人）	宿泊	1人1泊につき 6,280円
	休憩	1室につき 3,140円
合宿室（定員6人）	宿泊	1人1泊につき 3,660円
	休憩	1室につき 3,140円

別表第2備考2中「3,080円」を「3,140円」に改め、同備考3及び4中「1,030円」を「1,050円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、利用期間（宿泊を伴う利用の場合は、最初の宿泊の日から最後の宿泊の日までの期間をいう。以下同じ。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる利用に係る利用料金について適用し、施行日の前日までに利用期間が満了する利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1の規定にかかわらず、施行日前に利用料金を支払った回数券又は定期券を

有する者は、施行日以後に当該回数券又は定期券を使用して静岡市清水ナショナルトレーニングセンターを利用することができる。

(施行前の準備)

- 4 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく静岡市清水ナショナルトレーニングセンターの利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。